

○法政大学高等学校学則

規定第16号

一部改正	昭和38年 4月 1日	昭和39年 4月 1日	昭和40年 4月 1日
	昭和41年 4月 1日	昭和43年 4月 1日	昭和46年 4月 1日
	昭和47年 4月 1日	昭和50年 4月 1日	昭和53年 4月 1日
	昭和54年 4月 1日	昭和55年 4月 1日	昭和56年 4月 1日
	昭和57年 4月 1日	昭和58年 4月 1日	昭和61年 4月 1日
	平成 2年 4月 1日	平成 2年10月18日	平成 3年 4月 1日
	平成 3年 5月31日	平成 3年10月 1日	平成 4年 4月 1日
	1993年12月13日	1994年 4月 1日	1995年 4月 1日
	1996年 4月 1日	1997年 4月 1日	1998年 4月 1日
	1999年 4月 1日	2003年 4月 1日	2005年 4月 1日
	2007年 4月 1日	2010年 4月 1日	2012年 4月 1日
			2013年 4月 1日

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法に則り、中学校を卒業したものを心身共に健やかな、自由で責任感に富む人物に育て上げることを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、法政大学高等学校という。

(位置)

第3条 本校の位置は、東京都三鷹市牟礼4丁目3番1号に置く。

第2章 課程の組織及び収容定員

(課程)

第4条 本校の課程及び収容定員は、次のとおりとする。

全日制の課程

普通科 684名

2 各学級の収容定員は、1学級40名以下とする。

第3章 修業年限・学年・学期及び休業日等

(修業年限)

第5条 本校の修業年限は、次のとおりとする。

全日制の課程 3年

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第7条 学年を分けて、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで
第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

(休業日、臨時授業及び臨時休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律により休日とされる日
 - (2) 創立記念日 4月30日
 - (3) 法政大学創立記念日 4月10日
 - (4) 日曜日
 - (5) 春季休業日 4月1日から4月5日まで
 - (6) 夏季休業日 7月20日から8月31日まで
 - (7) 冬季休業日 12月25日から1月7日まで
 - (8) 学年末休業日 3月24日から3月31日まで
- 2 教育上必要があり、かつやむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。
- 3 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第4章 入学、退学、転学及び休学等

(入学資格)

第9条 本校の第1学年に入学することができる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 中学校を卒業した者
- (2) 前号に準ずる学校を卒業した者
- (3) 外国において学校教育における9年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(転入学及び編入学資格)

第10条 第2学年以上に転入学することができる者は、前条に規定する資格を有し、かつ前学年の課程を修了した者とする。

- 2 第2学年以上に編入学することができる者は、相当年齢に達し、前各学年の課程を修了したと同等以上の学力があると認められる者とする。

(入学許可)

第11条 入学を希望する者には、選考を行い入学を許可する。

(出願手続)

第12条 入学を希望する者は、本校所定の入学願書その他の書類に入学検定料を添え、願い出なければならない。

(入学手続)

第13条 入学の許可を受けた者は、すみやかに保証人連署の誓約書その他の書類に入学料を添え、提出しなければならない。

- 2 前項に定める手続が所定の期日までに行われなるときは、入学の許可を取り消すことがある。

(転学)

第14条 生徒が転学しようとするときは、所定の書類にその事由を明らかにし、保証人において届け出て、承認を得なければならない。

(退学)

第15条 生徒が退学しようとするときは、所定の書類にその事由を明らかにし、必要書類を添え、保証人において願い出て、許可を受けなければならない。

(再入学)

第16条 第14条及び前条の規定により、転学又は退学した者が再入学を願い出たときは、その事由により許可することがある。

(休学)

第17条 生徒が病気その他やむを得ない事由のため、6か月以上出席することができないときは、所定の書類にその事由を明らかにし、必要書類を添え、保証人において願い出て、許可を受けなければならない。

(復学)

第18条 前条の規定により休学中の生徒が復学しようとするときは、所定の書類にその事情を明らかにし、必要書類を添え、保証人において願い出て、許可を受けなければならない。

(留学)

第19条 生徒が、外国の高等学校に留学を希望するときは、校長が別に定めるところにより、許可を得なければならない。

第5章 教育課程・学習評価及び卒業等

(教育課程)

第20条 本校の教育課程は、別表に定める教科及び特別教育活動並びに学校行事等により編成する。

(学習評価)

第21条 各学年の課程の修了は、生徒の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

(卒業)

第22条 前条の規定により、生徒が本校所定の全課程を修了したと認められるときは、卒業証書を授与する。

(原級留置)

第23条 生徒が長期休学等その他の事由により所定の単位を修得せず、進級させることが適当であると認めがたいときは、原学年に留め置くことがある。

第6章 保証人

(保証人)

第24条 保証人は、次に掲げる者とする。

- (1) 親権者、後見人
- (2) 兄姉、縁故ある者
- (3) 成年者で独立の生計を営む者

2 保証人は、生徒の生活と教育に関する一切の責任を負うものとし、常に学校教育活動に協力しなければならないものとする。

(保証人の変動)

第25条 保証人が転居又は氏名変更したとき、その他一身上に変動があった場合は、すみやかに届け出

なければならない。

- 2 前項の変動が死亡、失踪又は成年被後見人若しくは破産等にかかるものであるときは、改めて保証人を定めなければならない。
- 3 保証人が適当でないと認められるときは、変更させることがある。

第7章 教職員

(教職員)

第26条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長
 - (2) 副校長
 - (3) 教諭 30名以上
 - (4) 養護教諭 1名以上
 - (5) 講師 1名以上
 - (6) 実習助手 1名以上
 - (7) 事務職員 5名以上
 - (8) 学校医・学校歯科医・学校薬剤師
 - (9) 用務員
- 2 校長は、校務を総括し、所属職員を監督する。
 - 3 副校長は校長を助け、校務を整理し、必要に応じ生徒の教育をつかさどる。また、校長に事故があるときは、その職務を代理し、校長が欠けたときは、その職務を行う。
 - 4 前第2項及び第3項以外の教職員は、それぞれ校務を分掌する。

第8章 学費及び入学料・入学検定料

(学費及び入学料・入学検定料)

第27条 本校の学費（授業料・教育充実費・実習料）及び入学料・入学検定料は、次のとおりとする。

全日制課程

- | | |
|-----------------------------|----------|
| (1) 授業料（年額）
（ただし、分納を認める） | 486,000円 |
| (2) 教育充実費 | 195,000円 |
| (3) 実習料 | 18,000円 |
| (4) 入学料 | 250,000円 |
| (5) 入学料（内部進学者） | 200,000円 |
| (6) 入学検定料 | 25,000円 |
| (7) 削除 | |

(納入)

- 第28条** 生徒がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、学費を所定の期日までに納入しなければならない。
- 2 生徒が休学したときは、前項の規定にかかわらず、その始期の属する月の翌月から学費の2分の1を減免することがある。
 - 3 その他特別な事由のある場合は学費の一部を減免することがある。

(滞納)

第29条 正当な理由がなく、かつ、所定の手続を行わず学費を3か月以上滞納し、その後においても、納入の見込がないときは、退学を命ずることがある。

(納入金の不還付)

第30条 すでに納入した入学料・入学検定料及び学費は、理由のいかんを問わず返還しない。ただし、特別の事情がある場合、校長はその全部又は一部を返還することができる。

第9章 賞罰

(ほう賞)

第31条 生徒がその成績・性行とも優れ、他の模範となるときは、ほう賞することがある。

(懲戒)

第32条 生徒がこの学則その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為のあったときは、懲戒処分を行う。

2 懲戒は、訓告・停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対して行うものとする。

(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて、出席常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第10章 補則

第33条 この学則の施行に関し必要事項は、校長が別に定める。

付 則

1 この学則は、2005年4月1日から施行する。

2 第4条の規定にかかわらず、2005年度及び2006年度の収容定員については、次のとおりとする。

年度	1年	2年	3年	合計
2005年度	240名	400名	400名	1,040名
2006年度	240名	240名	400名	880名

3 学則名、第2条、第3条、第4条第1項は、2007年4月1日から改正施行する。ただし、第4条の規定にかかわらず、2008年度までの収容定員については、次のとおりとする。

年度	1年	2年	3年	合計
2007年度	228名	240名	240名	708名
2008年度	228名	228名	240名	696名

4 第26条に規定する授業料並びに教育充実費の改定については、2007年4月1日から施行する。ただし、2007年度に入学する生徒より適用し、2006年度以前に入学した生徒に係る授業料並びに教育充実費については、なお従前の例による。

5 第19条に規定する教育課程の別表の改定については、2007年4月1日から施行する。ただし、2007年度に入学する生徒より適用し2006年度以前に入学した生徒に係る教育課程については、なお従前の例による。

6 第26条に規定する授業料の改定については、2010年4月1日から施行する。ただし、2010年度に入学する生徒より適用し、2009年度以前に入学した生徒に係る授業料については、なお従前の例による。

7 第27条第2項及び第29条については、2010年4月1日から施行する。

- 8 第19条に規定する教育課程の別表の改定については、2010年4月1日から施行する。ただし、2010年度に入学する生徒より適用し2009年度以前に入学した生徒に係る教育課程については、なお従前の例による。
- 9 第19条に規定する教育課程の別表の改正については、2012年4月1日から施行する。ただし、2012年度に入学する生徒より適用し2011年度以前に入学した生徒に係る教育課程については、なお従前の例による。
- 10 この学則は2013年4月1日から一部改正し施行する。
- 11 第19条に規定する教育課程の別表の改正については、2013年4月1日から施行する。ただし、2013年度に入学する生徒より適用し2012年度以前に入学した生徒に係る教育課程については、なお従前の例による。
- 12 第26条に規定する学費及び入学料の改定については、2013年4月1日から施行する。ただし、2013年度に入学する生徒より適用し、2012年度以前に入学した生徒に係る学費については、なお従前の例による。

- 別表1 高校教育課程表
別表2 必修選択科目

(追46)

法政大学高等学校学則

別表1 高校教育課程表

(2013年度入学生より実施)

教科・科目		学 年			計
		第1学年	第2学年	第3学年	
国語	国語総合	5			14
	現代文B		3	2	
	古典B		2	2	
歴史地理	地理A	2			8
	世界史A	2			
	日本史B		2	2	
公民	現代社会		2		4
	政治・経済			2	
数学	数学Ⅰ	4			14
	数学Ⅱ		4		
	数学A	2			
	数学B		2	2	
理科	物理基礎	2			11
	物理		3		
	化学基礎	2			
	生物基礎			4	
体育保健	体育	2	2	3	9
	保健	1	1		
芸術	音楽Ⅰ(選択)	2			2
	美術Ⅰ(選択)				
外国語	コミュニケーション英語Ⅰ	3			19
	コミュニケーション英語Ⅱ		4		
	コミュニケーション英語Ⅲ			4	
	英語表現Ⅰ	2			
	英語表現Ⅱ		2	2	
	英語会話	2			
家庭	家庭基礎		2		2
情報	社会と情報	2			2
選択	必修選択科目※			10	10
総合的な学習の時間			4		4
特別活動		1	1	1	3
計		34	34	34	102

※必修選択科目について別表2を参照

(2012年度実施)

必修選択科目	単位
文学演習ゼミ	2
総合「言語表現法」	2
総合「文化研究」	2
古典講読	2
表現のバラエティ	2
小論文講座	2
センター試験国語	2
古典a	2
古典b	2
国際関係論入門ゼミ	2
世界前近代史	2
日本前近代史	2
地理	2
倫理	2
世界現代史a	2
世界現代史b	2
国際社会研究	2
現代社会研究	2
マルチメディアA	2
P検演習 I	2
プレゼン演習	2
簿記演習	2
総合「マーケティング」	2
数学B	2
理系数学Ⅲ	2
医歯薬系	2
センター数学	2
コンピューターと数学	2
数学Ⅲ演習	2
数学C演習	2
人間環境ゼミ	2
物理演習	2
生化学入門	2
物理特講	2
化学各論	2
生物a	2
生物b	2
生活文化Ⅱ	2
設計と製作	2
総合「サッカー研究」	2
スポーツと健康	2
生涯スポーツⅡ 男子	2
生涯スポーツⅡ 女子	2
ゴルフⅡ 基礎	2
ゴルフⅢ 演習	2
保健体育演習Ⅱ	2
総合音楽	2
総合美術	2
書道	2
総合「PST」	2
原書講読演習ゼミ	2
原書講読ゼミ	2
総合英語	2
Grammar※	2
Critical R&W	2
Discussion	2
センター英語	2
MBLA(マスコミ)	2
MBLA(ビジネス)	2
MBLA(ロー)	2
MBLA(アカウンティング)	2